

第10節 交通安全対策を推進する

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

本市における交通事故の発生状況は、5年ごとの平均推移で死者数は概ね減少傾向にあり、発生件数および負傷者数についても減少傾向に転じています。

本市は、昭和40年代の急速な都市化に伴って小規模住宅開発が進み、こうした地域においては、歩道が整備されていない道路が多いことから、通学路はもとより一般の通行においても安全性の確保が課題となっています。また、交通事故発生を抑止するために交通安全対策や交通規制を効果的に実施することが求められています。さらに、より多くの市民が市と協力して交通安全啓発に取り組むとともに、違法駐車や放置自転車など交通マナーの向上やその対策に努めることが求められています。

■基本方針

- 歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。
- 市、警察、学校、関係民間団体および家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの活動を推進することにより、交通安全意識の向上をめざします。
- 交通事故や違法駐車、放置自転車の減少により、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	358	237	0
禁止区域あたりの放置自転車回収台数	年間放置自転車回収台数／禁止区域箇所数	台	86	50	0
歩道設置率	歩道設置済延長／歩道設置計画延長	%	69.1	74	100

■主な施策の展開

(1) 道路改良や交通安全施設の整備と適正な維持管理

通学路などの生活道路については、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、道路の新設や改良にあわせて道路反射鏡、道路標識、路側帯、道路照明や防護柵などの整備を図るとともに、交通事故多発箇所の調査・分析を体系的に実施し、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効果的に交通安全施設の整備を進めるとともに、必要な交通規制について要請を行います。

（2）交通安全意識の啓発

保育園、幼稚園などを通じて、就学前幼児に対する交通安全教育を推進するとともに小学生、中学生の交通安全教育を効果的に推進するため、警察や関係機関との連携により、学校教育活動全体を通じて道路を安全に通行する意識と能力や自転車利用者としての必要な知識・技能の習得を推進します。さらに、高齢者交通事故防止モデル地区活動推進協議会の活動を支援するとともに、多様な機会において高齢者の事故実態に即した啓発・交通安全教育を推進します。

また、子ども、高齢者などを対象に交通安全教育の活発な啓発活動を進めている城陽市交通安全女性の会の活動を支援するとともに、城陽市交通安全対策協議会の活動を中心として、市民一人ひとりに交通安全知識の普及や交通安全思想の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全運動を組織的、継続的に展開します。

（3）違法駐車や駅周辺の放置自転車対策の強化

違法駐車が常態化している地域や路線においては、警察などによる重点的な取締りの強化を要請するとともに、警察、消防および市の3者による「3色パトロール」の実施や自治会などと連携した啓発活動を行い、市民の駐車マナーの向上を図ります。また、駅周辺における交通環境の向上を図るため、自転車放置禁止区域内の放置自転車の強制撤去を行うとともに、自転車利用者への放置禁止の啓発を推進します。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 日頃から交通安全活動に参加している市民がリーダーとなり地域の交通安全意識の向上を図る。
- 交通安全啓発ボランティアへ積極的に参加する。
- 交通安全意識を高め、駐車違反をしないなど交通マナーを守る。

■PR施策

○駅周辺の放置自転車対策

本市では、近鉄久津川駅・寺田駅・富野荘駅、JR城陽駅の4駅で、駅を中心に概ね半径300mの区域を自転車放置禁止区域に指定しています。

市ではこの自転車放置禁止区域に指導員を配置し、自転車利用者に自転車を放置しないよう指導しています。また、放置された自転車は、「城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例」、いわゆる「自転車条例」に基づき強制撤去して自転車保管所へ移送し保管します。

自転車は健康で環境にやさしい乗り物として手軽に利用されていますが、利用者のマナーしだいでは社会の迷惑になります。今後も本市では放置自転車をなくし安全で快適なまちづくりをめざします。



【自転車保管所】